

公表第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 17 年 1 月 14 日

愛媛県監査委員 吉 久 宏
 同 柳 澤 正 三
 同 西 原 進 平
 同 壺 内 紘 光

監査の結果に関する報告提出年月日		平成 16 年 3 月 23 日
監 査 対 象 機 関	総務部	
監 査 の 結 果		措 置 の 内 容
<p>1 役員等の執行体制について</p> <p>経営者（社長・専務・常務）は、民間人を含め経営能力や専門性の高い人物を登用すべきであり、県OBを専務・常務理事に天下りさせる慣行は早期に廃止すべきである。</p> <p>県OB役員では任期が短い（概ね 65 歳年金受給年齢まで）こと及び事業経験が乏しいこと等により、責任感のある積極的な経営が期待できない。</p> <p>事務局長を中心とする現場責任者については、民間人又はプロパー職員から登用することにより経営の自主性と積極性を人事面から確保する必要がある。</p> <p>ただし、県OBであっても即戦力を有する意欲ある人材については、経営者や現場責任者への登用を検討してよいとは考える。</p> <p>2 人事・給与制度について</p> <p>法人の自立性を確保するために、県は公社、公団等職員人事管理委員会により外郭団体の人事を管理する制度を廃止すべきである。</p> <p>管理職は法人経営の要であり、県から独立した人材を登用するか又は法人採用のプロパー職員に責任権限を持たせることが必要である。</p>		<p>県職員の再就職について、各団体にアンケートを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経験豊かで即戦力となる人材は必要 ・人件費が低額に抑えられることから経営面で効果がある <p>など再就職の継続を求める意見が多かった。</p> <p>今後とも、各団体から県職員退職者の要望があれば、団体の運営に意欲があり、事業執行能力の高い人材を紹介する。</p> <p>公社、公団等職員人事管理委員会は、平成 16 年 12 月 31 日に廃止する。</p>

監 査 対 象 機 関	企画情報部：松山空港ビル株式会社
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>1 役員等の執行体制について</p> <p>経営者（社長・専務・常務）は、民間人を含め経営能力や専門性の高い人物を登用すべきであり、県OBを専務・常務理事に天下りさせる慣行は早期に廃止すべきである。</p> <p>県OB役員では任期が短い（概ね65歳年金受給年齢まで）こと及び事業経験が乏しいこと等により、責任感のある積極的な経営が期待できない。</p> <p>事務局長を中心とする現場責任者については、民間人又はプロパー職員から登用することにより経営の自主性と積極性を人事面から確保する必要がある。</p> <p>ただし、県OBであっても即戦力を有する意欲ある人材については、経営者や現場責任者への登用を検討してよいとは考える。</p>	<p>松山空港ビル(株)は、空の玄関としての松山空港の利便性向上及び利用者サービスの向上という公共的使命を有しており、県は同社の大株主（26.67%）として運営に関与することができる。</p> <p>近年の航空業界の再編により経営環境が厳しさを増す中、同社としても既存路線の維持、新規路線の誘致、空港関連設備の整備等、空港の利便性を高め、空港利用者を増やすことが必須となっており、事業推進にあたり、行政（県）との連携は不可欠である。</p> <p>同社には、常勤監査役及び総務部長に県OBが就任しており、県とのパイプ役として大きな役割を担っている。</p>
監 査 対 象 機 関	県民環境部：財団法人えひめ女性財団
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>1 役員等の執行体制について</p> <p>(1) 経営者（社長・専務・常務）は、民間人を含め経営能力や専門性の高い人物を登用すべきであり、県OBを専務・常務理事に天下りさせる慣行は早期に廃止すべきである。</p> <p>県OB役員では任期が短い（概ね65歳年金受給年齢まで）こと及び事業経験が乏しいこと等により、責任感のある積極的な経営が期待できない。</p> <p>事務局長を中心とする現場責任者については、民間人又はプロパー職員から登用することにより経営の自主性と積極性を人事面から確保する必要がある。</p> <p>ただし、県OBであっても即戦力を有する意欲ある人材については、経営者や現場責任者への登用を検討してよいとは考える。</p> <p>(2) 公益法人・社会福祉法人は、現場責任者（事務局長、事業部門の長）を理事のメンバーに加えるとともに、経営の重要事項を協議する理事会を定期的開催すべきである。</p> <p>また、法人の規模に比して理事の人数が多すぎる。理事の人数は必要最少限とし、経営に責任ある発言を期待できる者を人選すべきである。</p> <p>2 人事・給与制度について</p> <p>企業経営は状況に対応した迅速な決断が必要であり、</p>	<p>常務理事は県OBであるが、業務経験があるうえ、経営能力に長けた人材を登用しており、責任感をもって積極的な財団経営を行っている。また、その他理事も専門性の高い人物が就任している。</p> <p>なお、事務局職員は、今後、プロパー職員の能力、年齢及び経験年数などを勘案し、積極的な登用を検討したい。</p> <p>女性総合センター館長を常務理事に任命している。</p> <p>例年、理事会を年2回開催しているが、案件があれば、更に開催したい。</p> <p>また、理事は16人であるが、無報酬でありながら、責任をもって発言いただいております、各分野からの幅広い意見を反映して運営するためには、現人数が適正である。</p> <p>公社、公団等職員人事管理委員会による人事管理制</p>

そのためには公益法人等の給与規程を改正し、年功給与制度から職務・能力給制度への変革により勤労意欲の高揚と経営効率を図るとともに、中途採用など弾力的な職員採用を可能にする必要がある。

3 公益法人会計基準等への準拠性について

収支計算書において予算流用による増減を記載しているが適切でない。

表示の標準様式は公益法人会計基準の様式に示されており、これに準拠して作成すべきである。予算流用は内部処理手続であり収支計算書での表示は不要である。

4 有効利用されていない施設について

女性総合センター（財えひめ女性財団管理）内のニューメディアルーム（VTR設備）については、昭和62年開館当時は鳴り物入りの設備であったが、今では機能的に陳腐化しており、殆ど利用されていない。部屋の用途変更等を検討する必要がある。

5 基本金（基本財産）の有効性について

多額の基本金（基本財産）を有する3法人（財愛媛県スポーツ振興事業団、財愛媛県文化振興財団、財えひめ女性財団）については、資金を有効活用するために基本財産の流動化が必要である。

基本金（基本財産）の運用益が少なくても法人運営に支障がないことは、基本金（基本財産）が必要ないことを意味しているといえる。したがって、このような有効活用できない資金を放置しておくことには、合理性が認められないと言わざるを得ない。

次の対策により、現在使えない多額の資金が使える資金となり、事業の活性化が期待できるとともに、県の財政負担の削減にも有効と考えられる。

- (a) 寄附行為等を変更して、基本財産の一部を運用財産へ振り替える。すなわち、基本財産を流動化する。
- (b) 事業の見直しを行い、運用財産（資金）の有効活用のために中期計画を立てる。
- (c) 財団の自主事業が可能となる柔軟な組織・体制を作り、財団活用の原点にもどる。

6 人件費について

運営審議会と理事会の役割分担をさらに明確にして、運営審議会本来の機能を積極的に果たしていくような措置を講じていく必要がある。

7 その他の経費について

現行では新たな資産の取得を当財団が行うことを県が認めていないため、本来資産計上処理すべきものが需用費として単年度費用処理しているものが認められた。今後は内容に応じた適切な会計処理が必要である。

度が廃止されるので、給与規程の改定等への対応を検討したい。

予算流用は執行上必要であるが、表示方法は公益法人会計基準の様式によるようにしたい。

設備が利用されていない状況で用途変更の必要がある。

しかしながら、設備の撤去・改修には多額の費用を要する見込であり、引き続き整備内容を十分検討したうえ対応したい。

基本財産を取り崩すことは財団の存廃に直結するため、財団から承認申請があった場合、基本財産を取り崩して実施する事業の必要性等を慎重に検討して対応したい。

なお、財団においては事業の見直しを毎年行い、合せて柔軟な組織・体制作りを行っている。

平成16年3月の運営審議会委員任期満了に際し、理事及び運営審議会委員の選考基準を明確に区分し、選考を行った。今後は、理事長の諮問に応じてもらうとともに、理事長に対する助言など、運営審議会本来の機能を有効に活用していく。

指摘を踏まえ、内容に応じ適切な会計処理に努めている。

監 査 対 象 機 関	県民環境部：財団法人愛媛県廃棄物処理センター
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>1 役員等の執行体制について</p> <p>(1) 経営者（社長・専務・常務）は、民間人を含め経営能力や専門性の高い人物を登用すべきであり、県OBを専務・常務理事に天下りさせる慣行は早期に廃止すべきである。</p> <p>県OB役員では任期が短い（概ね65歳年金受給年齢まで）こと及び事業経験が乏しいこと等により、責任感のある積極的な経営が期待できない。</p> <p>事務局長を中心とする現場責任者については、民間人又はプロパー職員から登用することにより経営の自主性と積極性を人事面から確保する必要がある。</p> <p>ただし、県OBであっても即戦力を有する意欲ある人材については、経営者や現場責任者への登用を検討してよいとは考える。</p> <p>(2) 公益法人・社会福祉法人は、現場責任者（事務局長、事業部門の長）を理事のメンバーに加えるとともに、経営の重要事項を協議する理事会を定期的を開催すべきである。</p> <p>また、法人の規模に比して理事の人数が多すぎる。理事の人数は必要最少限とし、経営に責任ある発言を期待できる者を選すべきである。</p> <p>2 人事・給与制度について</p> <p>企業経営は状況に対応した迅速な決断が必要であり、そのためには公益法人等の給与規程を改正し、年功給与制度から職務・能力給制度への変革により勤労意欲の高揚と経営効率を図るとともに、中途採用など弾力的な職員採用を可能にする必要がある。</p> <p>3 公益法人会計基準等への準拠性について</p> <p>(財)愛媛県廃棄物処理センターの「廃棄物処理事業特別会計」は主たる事業そのものであり、特別会計として区分する理由はまったくない。一般会計の中で事業収入及び事業支出を計上すべきである。</p> <p>4 財務事務に関する問題点について</p> <p>現在の資金不足額を単に県が貸付する制度は、県の損失を先送りする会計処理と考えられるため、財政援助が必要ならば議会の承認を経て、補助金として支出することを早急に検討すべきである。現状における県の財政措置は補助金支出とすべきところを単に貸付金支出として処理しているものと理解すべきである。</p>	<p>現在の役員は全て非常勤で無報酬であるが、各分野に精通し、財団運営にも積極的に携わっている。財団の経営状態からして常勤役員を設けることは困難であることから、当面は現行のままとし、今後の財団の事業展開に応じて常勤役員の設置を検討する。</p> <p>なお、現場責任者（所長）については、次回採用時に民間企業経験者も含めて検討する。</p> <p>所長は現場責任者として理事会に出席しているが、理事に加えることについては、次回の所長採用時に検討する。</p> <p>また、事業計画、収支予算及び事業報告、収支決算等を協議する理事会を年2回開催し、必要に応じ臨時理事会を開催している。</p> <p>理事の人数については出資者が多く、また各層から幅広い意見を求めるため17名となっており、現人数が適正である。</p> <p>勤労意欲の高揚と経営効率を図り、採用等についても弾力的な運用を検討する。</p> <p>寄附行為を変更したうえで、平成17年度から一般会計のみで処理する。</p> <p>県では平成15年度に財団の経営改善を図るため検討会を設置して経営安定化策をとりまとめ、現在、各種対策を講じている。</p> <p>今後も県、関係市町村、財団が連携して経営安定化策の実現に向け努力していくことはもちろんであるが、財団事業の公益性に鑑み、今後は経営安定化策の</p>

<p>今後、県、関係市町村、財団が連携して経営安定化策の実現を図るとともに、赤字が建設時の多大な借入金返済が原因となって発生していることを考慮し、県による償還金返済に対する財政支援（補助金）を早急に検討すべきである。</p>	<p>実施状況を見極めた上で、対応を検討する。</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>保健福祉部：社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>1 役員等の執行体制について</p> <p>(1) 経営者（社長・専務・常務）は、民間人を含め経営能力や専門性の高い人物を登用すべきであり、県OBを専務・常務理事に天下りさせる慣行は早期に廃止すべきである。</p> <p>県OB役員では任期が短い（概ね65歳年金受給年齢まで）こと及び事業経験が乏しいこと等により、責任感のある積極的な経営が期待できない。</p> <p>事務局長を中心とする現場責任者については、民間人又はプロパー職員から登用することにより経営の自主性と積極性を人事面から確保する必要がある。</p> <p>ただし、県OBであっても即戦力を有する意欲ある人材については、経営者や現場責任者への登用を検討してよいとは考える。</p> <p>(2) 公益法人・社会福祉法人は、現場責任者（事務局長、事業部門の長）を理事のメンバーに加えるとともに、経営の重要事項を協議する理事会を定期的開催すべきである。</p> <p>また、法人の規模に比して理事の人数が多すぎる。理事の人数は必要最少限とし、経営に責任ある発言を期待できる者を人選すべきである。</p> <p>2 人事・給与制度について</p> <p>企業経営は状況に対応した迅速な決断が必要であり、そのためには公益法人等の給与規程を改正し、年功給与制度から職務・能力給制度への変革により勤労意欲の高揚と経営効率を図るとともに、中途採用など弾力的な職員採用を可能にする必要がある。</p> <p>3 えひめこどもの城について（（社福）愛媛県社会福祉事業団管理）</p> <p>(1) えひめこどもの城事業の縮小を検討すべきである。</p> <p>こどもの城は費用対効果の面から判断して、事業の有効性に問題があると言わざるを得ない。建設済みの施設ではあるが支出に占める事業支出の割合があまりにも低く、施設管理に莫大な資金を投入している。自然を楽しむ施設なら森林公園や松山市の野外センターの活用</p>	<p>法人としての自主性と積極性がより確保できる人事・給与制度について検討するとともに、意欲あるプロパー職員の現場責任者への登用等についても併せて検討する。</p> <p>現場責任者を理事のメンバーに加えることについては、今後検討する。</p> <p>なお、理事会は定期的（年2回）に開催しており、必要に応じ臨時理事会を適宜開催している。</p> <p>また、理事定数（9名）については、12の県立社会福祉施設等を受託管理している法人規模（職員数：148名）からすれば最低限であり、ほぼ適切であると考えている。</p> <p>法人としての自主性と積極性がより確保できる人事・給与制度について検討するとともに、職員のモチベーションを高め、職場の活性化を図るための弾力的な職員採用の方法についても併せて検討する。</p> <p>これまで、こどもの城の効果的、効率的な運営管理に努めており、16年度の予算編成に当たっても、事業内容の見直し、必要最小限の維持管理によって経費の縮減に努め、対前年度比で約20%、金額にして約98,000千円の節減（県事務費を除く）を図り、予算執行に際しても、さらに効率化を心掛けるよう注意を促</p>

も考えられる。児童福祉の教育的役割であれば郊外に施設を設ける必要性はない。

こどもの城は児童福祉法に基づき建設された施設であるが、減価償却費 96 百万円及び支払利息 231 百万円を除く運転資金のみで毎年約 5 億円余の財政支出があり、このうち事業費（人件費を除く）は 48 百万円ではない。県財政の収支差から見れば、こどもの城の収支差損は社会福祉事業団の 10 事業合計に相当しており、事業の有効性は極めて悪いと判断する。こどもの城の経営内容および施設を見直すことにより 5 億円の事業費を費やさなくとも相当有効な事業展開ができると考えられる。

(2) (社福)愛媛県社会福祉事業団からえひめこどもの城事業を分離すべきである。

経営理念、事業内容、収支差損、法人損益への影響など経営及び財務的視点からみて明らかにこどもの城は異業種である。

こどもの城は、平成 2 年 8 月 7 日付厚生省事務次官通知により(社福)愛媛県社会福祉事業団が経営しているが、児童福祉法に基づいて施設が建設されたという経緯はあるものの、同事業団が経営する他の事業（障害者・母子等の社会的弱者支援事業）との異質性から考えると、同事業団は、こどもの城以外の社会的弱者支援事業に特化して経営すべきと考えられる。

4 (社福)愛媛県社会福祉事業団が保有する基金の有効性について

(1) 地域福祉基金助成事業特別会計（事業資金 37 億円）

もともと国の地方交付税等による財源措置により基金が創設されたものであるが、今では十分な運用益の獲得が難しくなった現実を踏まえ、基金の有効活用を再検討すべきである。

資金拠出の経緯から基金は事業団の財産であると考えられるが、助成対象（民間法人等が実施する長寿社会に向けての在宅福祉の普及・向上、健康生きがい作りの推進及びボランティア活動の活発化等の事業）から考えると事業団単独で使用できる資金でもない。

また、理事会で決定すれば県に資金を返還して運用を県に任すことも可能である。

基金設定目的（福祉のための利用）に沿う必要はあるが、柔軟に使用できる資金と考えられる。基金を眠らせて事業を行わないことが問題である。

(2) 民間社会福祉事業振興資金特別会計（事業資金 2 億 43 百万円）

当該特別会計からの貸付事業は制度的にも他の貸付制度との重複が見られるなど、今後の必要性が低いものと考えられる。資金が有効に活用されておらず、貸付事業を廃止すべきである。

しているところであるが、さらに、こどもの城の維持管理経費を圧縮し、効果的な事業展開を図るためには、民間の経営ノウハウを積極的に活用し、管理コストを大幅に低下させることが不可欠であると考えている。

このため、県では、指定管理者制度の導入を前提に、民間事業者等から運営管理に関する提案を募るなど、できるだけ民間の意向が反映できる体制を整えながら、現在、移行の準備を進めているところであり、この中で、さらに管理方法や事業内容を精査しながら、少ない経費で、効果的な事業展開が図れるよう努めていきたいと考えている。

県としては、児童厚生施設であるこどもの城の運営管理を愛媛県社会福祉事業団に行わせることは、施設の趣旨や事業団の設置目的に適合したものと考えているが、指定管理者制度の導入に際しては、希望者を広く一般から募り、最も効果的、効率的な運営管理が期待できるところを選定することとしている。

地域福祉基金は、その設置から約 12 年が経過し、ある程度その目的を達成したと考えられるとともに、近年の低金利に伴う運用益の減少により、現在の規模での事業継続が困難となっている。

このため、同基金及び同基金助成事業の廃止を含め、その有効活用についての方策を検討しているところである。

当該貸付金の貸付金利率が民間金融機関のそれを上回っているため、当面は、利率の引き下げを検討するとともに、資金の減額、新たな需要の掘り起こし等についても検討することとするが、それでもなお貸付実績が低調である場合は、当該資金の廃止を検討する。

<p>(3) 社会福祉施設運営安定資金特別会計（借入資金 5 億円） 民間社会福祉法人への貸付など事業として一定の存在意義は有しているものの、県からの資金が有効活用されているものとは言いがたく、必要ならば県が実施すべきである。</p> <p>(4) 欠損補填特別会計（残高約 6 百万円） 資金を留保する必要性は全くない。欠損補填特別会計は廃止すべきである。</p> <p>5 外部委託費について</p> <p>(1) 身体障害者福祉センターでは、施設管理担当者 1 名が個人の覚えとして業務日記的なものをノートにつけているため、当該個人の覚えを「業務日誌」として、様式化して正規書類として活用するか、他のセンターと同様に「清掃実施計画」を提出させて作業内容の確認を行うことが必要である。</p> <p>(2) 障害者更生センター及び視聴覚福祉センターの清掃業務については、身体障害者福祉センターを含む 3 施設が隣接場所にあるため、3 施設まとめたの入札にした方がコストダウンにつながるのではないかと。</p> <p>(3) えひめこどもの城の遊具運行の委託業務については、作業が契約書・仕様書どおり実施されているかどうか確認する必要がある。今後は、業務員名簿の入手及び月時請求段階で日別・施設別の従事者リストを提出させる等で、契約書どおりの作業が行われているか確認する必要がある。</p> <p>6 その他の事項について 入所者の預金通帳の保管管理が発生するのは 3 施設（わかば寮、松前清流園、重信清愛園）であるが、事業団として各施設統一した処理マニュアルを作成し、事故の発生しないシステムに改善する必要がある。特に退所者への返還については十分な証拠資料、受け取りが判明する資料を入手していないため、今後の早急な改善が必要である。</p>	<p>資金の借入申込予定の状況等を勘案して、平成 15 年度から借入資金を 2 億円に減額するなど改善策を講じてきたが、実際の借入申込額と予定額との間に大きな差異があるなど、資金が有効活用されているとはいえない面があることから、廃止も視野に入れながら検討を行っている。</p> <p>これまで貸し倒れが発生したことはなく、また今後も発生する可能性は低いと考えられるので、当該特別会計は平成 16 年度末をもって廃止する予定である。</p> <p>平成 15 年 7 月 1 日以降清掃実施計画書及び清掃実施報告書を徴し、業務日誌を作成のうえ、作業内容の確認を行っている。</p> <p>平成 16 年度から 3 施設まとめたの入札を実施している。</p> <p>指摘以後、直ちに業務員名簿を提出させるとともに、毎月の請求時には日別、施設別の従事者名簿を提出させ、契約書・仕様書どおりの作業が実施されているかどうかを確認している。</p> <p>平成 15 年 12 月以降、各施設統一した「預り金管理マニュアル」を作成し、職員に周知徹底を図っている。 なお、退所者へ預り金を返還する際は、預り金の明細について家族に十分説明するとともに、受取書を徴して、後にトラブルが発生することのないよう処置している。</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>経済労働部：愛媛エフ・イー・ゼット株式会社</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>1 役員等の執行体制について 経営者（社長・専務・常務）は、民間人を含め経営能力や専門性の高い人物を登用すべきであり、県OBを専</p>	<p>愛媛エフ・イー・ゼット(株)の経営安定に向けては、一層の組織の効率化、活性化を図る必要があることか</p>

務・常務理事に天下りさせる慣行は早期に廃止すべきである。

県OB役員では任期が短い(概ね65歳年金受給年齢まで)こと及び事業経験が乏しいこと等により、責任感のある積極的な経営が期待できない。

事務局長を中心とする現場責任者については、民間人又はプロパー職員から登用することにより経営の自主性と積極性を人事面から確保する必要がある。

ただし、県OBであっても即戦力を有する意欲ある人材については、経営者や現場責任者への登用を検討してよいとは考える。

2 アイテムえひめについて(愛媛エフ・イー・ゼット(株)管理)

- (1) 利用料金制度の採用によるインセンティブの付与により、法人の収支改善とそれに伴う県の財政負担の軽減が期待できる。また、利用率の向上等により県民に対する有効性が高まると予想される。アイテム部門に指定管理者制度の適用を検討するとともに利用料金制度を導入すべきである。

ただし、現状ではアイテムえひめの年間の使用料収入1億6千万円に対し、管理委託料は3億6千万円と収支に2億円程度の乖離があるため、利用料金収入のみで管理運営費用を賄うことはできない。適正に設定された委託料との併用等の方策を講じる必要がある。

- (2) 駐車場は愛媛県の施設(一部は法人と共有)であり、条例による利用料金を法人が県の代理人として徴収しているが、施設の駐車料金を利用者から徴収することは民間の集客事業では考えられないことであり、無料化する方向で検討すべきである。駐車料収入は年間23百万円でしかなく、駐車料金が低いことが原因で集客及び収入チャンスを逸している可能性も大である。管理の簡素化により管理経費も低減することが可能になる。「イベントがあっても入場料の他に駐車料金が高いので敬遠する」との声が無きようにすべきである。

駐車場の利用方法は施設やイベントの営業政策と関連することでもあり、利用料金制度の導入と併せて、委託管理者に運用を任せるべきである。

3 外部委託費について

アイロットの清掃業務については、競争入札制度を導入するか、あるいはアイテムえひめの館内清掃業務と併せた業務委託として競争入札制度を実施することにより、さらなるコストダウンを図ることを検討する必要がある。

なお、植栽業務についてもアイテムえひめとアイロットが別々の相手先に委託しているが、両方併せて委託すればコストダウンにつながるものと考えられる。

ら、今後も意欲ある人材を経営陣へ登用するよう努めたい。

アイテムえひめの一層の利用促進と運営経費削減を図るうえで、指定管理者制度及び利用料金制度の導入は有効な手法と考えており、適正な委託料との併用により平成18年4月からの導入を目指したい。

料金は現行どおりとするが、アイテムえひめオフィスに入居している公的機関(高松入国管理局等)利用者について減免措置を講ずるとともに、指定管理者制度導入後は、必要に応じ指定管理者において減免できるよう関係規定を整備する。

平成16年度におけるアイテムえひめの清掃業務、植栽業務及びアイロットの清掃業務は、5社の競争入札により実施するとともに、アイロットの植栽業務については自社で実施することによりコストダウンを図った。アイテムえひめ、アイロット併せての業務委託については早期実施を検討する。

<p>4 備品管理の状況について</p> <p>貸出用備品及び当社の使用備品については、現物照合を定期的実施するとともに、当社の主たる業務の一つである「県有財産の管理受託」を明らかにするためにも、使用備品と貸出用備品とを併せて、棚卸し結果を県へ報告するシステム並びに現物が不足・破損している場合の弁償・費用負担制度を検討する必要がある。</p>	<p>愛媛エフ・イー・ゼット(株)において実施した棚卸の結果について、県に報告し、県で備品台帳との照合を行うとともに、数量不足や破損の対応については両方で速やかに協議する。なお、備品破損の弁償については、原因が主催者の責めに帰すべき場合は、民法第709条により費用負担を求めている。</p>
<p>監査対象機関</p>	<p>土木部：財団法人愛媛県動物園協会</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の内容</p>
<p>1 役員等の執行体制について</p> <p>(1) 経営者（社長・専務・常務）は、民間人を含め経営能力や専門性の高い人物を登用すべきであり、県OBを専務・常務理事に天下りさせる慣行は早期に廃止すべきである。</p> <p>県OB役員では任期が短い（概ね65歳年金受給年齢まで）こと及び事業経験が乏しいこと等により、責任感のある積極的な経営が期待できない。</p> <p>事務局長を中心とする現場責任者については、民間人又はプロパー職員から登用することにより経営の自主性と積極性を人事面から確保する必要がある。</p> <p>ただし、県OBであっても即戦力を有する意欲ある人材については、経営者や現場責任者への登用を検討してよいとは考える。</p> <p>(2) 公益法人・社会福祉法人は、現場責任者（事務局長、事業部門の長）を理事のメンバーに加えるとともに、経営の重要事項を協議する理事会を定期的開催すべきである。</p> <p>また、法人の規模に比して理事の人数が多すぎる。理事の人数は必要最少限とし、経営に責任ある発言を期待できる者を選すべきである。</p> <p>2 人事・給与制度について</p> <p>企業経営は状況に対応した迅速な決断が必要であり、そのためには公益法人等の給与規程を改正し、年功給与制度から職務・能力給制度への変革により勤労意欲の高揚と経営効率を図るとともに、中途採用など弾力的な職員採用を可能にする必要がある。</p> <p>3 公益法人会計基準等への準拠性について</p> <p>(1) (財)愛媛県動物園協会の「受託事業特別会計」は主目的事業の会計であり、区分経理する合理性が認められないため、一般会計に含めるべきである。</p>	<p>現場責任者については、プロパー職員の年齢が若いため、従来、OB職員及び派遣職員を充ててきたが、今後、係長級職員から、順次プロパー職員を登用する。</p> <p>現場責任者の参事を常務理事として、理事会を定期的開催している。</p> <p>理事の人数については、現在検討を進めている。</p> <p>指摘に沿って、検討を進めている。</p> <p>平成16年度から、一般会計に統一した。</p>

<p>(2) 収支計算書において予算流用による増減を記載しているが適切でない。 表示の標準様式は公益法人会計基準の様式に示されており、これに準拠して作成すべきである。予算流用は内部処理手続であり収支計算書での表示は不要である。</p> <p>4 外部委託費について</p> <p>(1) 園内の植栽管理業務については、各工区（4工区）の統合化による一括発注等でコストダウンや指名業者の入れ換えを検討するとともに、また、現在植栽業者に委託している「除草作業」や「散水作業」については、委託業務から切り離して地元のシルバー人材センターを活用する等すれば、更なるコストダウンが図れることが期待される。</p> <p>(2) 園内清掃業務と駐車場清掃業務については、両清掃業務の統合化による一括発注等でコストダウンや指名業者の入れ換えを検討する。</p> <p>5 その他の経費について 現行では、新たな資産の取得を当協会が行うことを県が認めていないため、本来は県が資本的支出として実施すべきと思われるものについて、当協会が修繕費として支出していたものが散見された。動物飼育業務の特性として緊急な資産取得を要する場合もあるため、協会が独自で資産を取得できる方法（例えば、一定金額以下の資産取得を認める等）を検討する必要がある。</p> <p>6 その他の事項について 当動物園の外部からの入場口は、正門と東口ゲートの2か所があるが、利用者数も少なく経済的効率性もないことからすれば、東口ゲートは閉鎖するか、あるいは自動券売機を導入してチケットBOXを設置する等、改善すべきである。</p>	<p>平成 16 年度から、改善した。</p> <p>従来の 4 工区を 3 工区に統合するとともに、指名業者を増やした。 また、除草作業については砥部町シルバー人材センターと契約して実施するように改善した。</p> <p>従来の 2 工区を 1 工区に統合するとともに、指名業者を増やし、雨天時の清掃を取りやめた。</p> <p>動物園の施設は、県の行政財産であるので、今後、大規模修繕及び機能向上につながるような施設の取得については、県が実施し、通常の維持管理に該当する修繕を(財)愛媛県動物園協会が行うよう、明確に区分けする。 なお、(財)愛媛県動物園協会による新たな資産取得の方法については、検討を進める。</p> <p>平成 16 年 6 月から、自動券売機を設置して対応している。</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>土木部：南レク株式会社</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>1 役員等の執行体制について 経営者（社長・専務・常務）は、民間人を含め経営能力や専門性の高い人物を登用すべきであり、県OBを専務・常務理事に天下りさせる慣行は早期に廃止すべきである。 県OB役員では任期が短い（概ね 65 歳年金受給年齢まで）こと及び事業経験が乏しいこと等により、責任感の</p>	<p>平成 16 年度に、取締役 2 名、常勤監査役 1 名をブローパー職員から登用した。 今後は、株式会社として利益をあげることのできる体制づくりを進めるため、経営者に民間人を登用することも検討したい。</p>

ある積極的な経営が期待できない。

事務局長を中心とする現場責任者については、民間人又はプロパー職員から登用することにより経営の自主性と積極性を人事面から確保する必要がある。

ただし、県OBであっても即戦力を有する意欲ある人材については、経営者や現場責任者への登用を検討してよいとは考える。

2 南レク施設について

(1) 現状の経営形態では赤字経営の問題点を先送りするのみであり、施設及び経営の譲渡並びに利用料金制度を前提として指定管理者制度の導入を早急に検討すべきである。

(2) 受益者負担の原則により、地域住民の施設として有効活用できるものは地域の市町村へ施設及び経営権を無償で譲渡することとし、受入れ市町村と協議を行い、可能なものから順次、譲渡することが望ましい。

(3) 県が維持すべき施設であるが、経営方法に改革を要するものは、南楽園、ファミリーパーク、南レクオートキャンプ場、大森山キャンプ場、馬瀬山山頂公園、御荘湾ロープウェイである。

南楽園は、南レク(株)の主たる大規模施設であり県有施設として運営すべきものである。オートキャンプ場は、地域以外からの利用を目的としているため、地元自治体への譲渡は難しいと考えられる。馬瀬公園には、展望タワー、紫電改展示館、こども動物園などがあり、観光客誘致のメイン施設であるため県が管理すべきである。

現状経営を継続することは経済性及び経営の効率性に反しており、長期間に亘り多額の財政投資を行った施設が有効活用されていない。

3 人件費について

「西海有料道路」の通行料金徴収業務の従事者に対する徴収手当の支給は取りやめる必要がある。

4 外部委託費について

(1) 南レク施設の植栽管理業務については、現在の入札結果の不自然さや当社のここ数年の経営成績から考えても、入札制度や委託費のさらなる削減努力を早急に図るべきと思われるにもかかわらず、現状容認の回答があり、積極的な改革意欲・姿勢は感じ取れなかった。

これについては、やはり現行の発注方法を見直し、発注地区の集約化による合理化等を検討すべきである。

(2) 南楽園内の樋門管理業務については、作業内容の実態を再確認するとともに、金額の積算根拠を明確にして、

平成 18 年 4 月から指定管理者制度に移行する予定であり、併せて、利用料金制度の導入についても検討している。

市町村と協議を行い、個々の施設ごとに市町村が受入れ可能かどうか検討を進める。

市町村や南レク(株)等と協議を行い、個々の施設ごとに市町村が受入れ可能かどうか検討を進めることとしており、その結果を踏まえて、県が管理する公園については、18 年 4 月から指定管理者制度に移行する。

平成 16 年度から廃止している。

平成 16 年度分については、発注までの時間がなく見直しに間に合わなかったが、平成 17 年度分から請負発注の見直しを行うとともに、簡易な業務については、直営で実施すべく、南レク(株)において見直しを行っているので、一層経費削減に取り組むよう、指導する。

管理業務は日常の見回り点検が中心であることから、人件費相当分をベースとする固定費支払方式とし

<p>現状の固定費支払い方式としておくか、実際の作業回数・作業時間に応じて支払う等の変動費方式のいずれにすべきかを検討すべきである。</p>	<p>た。 なお、作業内容を確認するため、実績報告書を徴するよう改善した。</p>
--	--

<p>監査対象機関</p>	<p>土木部：松山観光港ターミナル株式会社</p>
---------------	---------------------------

<p>監査の結果</p>	<p>措置の内容</p>
<p>1 役員等の執行体制について 経営者（社長・専務・常務）は、民間人を含め経営能力や専門性の高い人物を登用すべきであり、県OBを専務・常務理事に天下りさせる慣行は早期に廃止すべきである。 県OB役員では任期が短い（概ね65歳年金受給年齢まで）こと及び事業経験が乏しいこと等により、責任感のある積極的な経営が期待できない。 事務局長を中心とする現場責任者については、民間人又はプロパー職員から登用することにより経営の自主性と積極性を人事面から確保する必要がある。 ただし、県OBであっても即戦力を有する意欲ある人材については、経営者や現場責任者への登用を検討してよいとは考える。</p> <p>2 外部委託費について 当社の県からの委託業務内容は、観光港ターミナルビル施設の維持管理であり、毎年行う業務内容が清掃業務、機器の保守点検業務、警備業務等、定型的業務である。したがって、当社の決算内容に応じて委託料を変動させるよりも、県から当社への委託料は全体維持管理業務を含んだ定額方式とし、今後の指定管理者制度の導入を控え、後は当社の自主運営努力に任せて自主事業の運営やコストダウン方策を採らせることが最終的には県と当社のコストダウン並びに当社のモチベーションアップになるのではないかと考える。</p>	<p>民間人を含め経営能力や専門性の高い人物の登用を検討する。</p> <p>維持管理のコストダウンや同社のモチベーションアップが図られるよう、経営状況及び管理実績等から委託業務の内容を精査し、定額方式を検討する。</p>

<p>監査対象機関</p>	<p>教育委員会事務局：財団法人愛媛県スポーツ振興事業団</p>
---------------	----------------------------------

<p>監査の結果</p>	<p>措置の内容</p>
<p>1 役員等の執行体制について (1) 経営者（社長・専務・常務）は、民間人を含め経営能力や専門性の高い人物を登用すべきであり、県OBを専務・常務理事に天下りさせる慣行は早期に廃止すべきである。 県OB役員では任期が短い（概ね65歳年金受給年齢まで）こと及び事業経験が乏しいこと等により、責任感のある積極的な経営が期待できない。</p>	<p>平成16年度の役員改選において、従来、県教育長が就任していた理事長及び県副出納長が就任していた監事に、それぞれ民間人が就任した。また、現在、役員及び現場責任者の中には、県OBの者もいるが、いずれも豊富な行政経験等による即戦力を有する意欲ある人材と考えている。今後も、県OBにこだわらず、優秀な人材登用に努めたい。</p>

事務局長を中心とする現場責任者については、民間人又はプロパー職員から登用することにより経営の自主性と積極性を人事面から確保する必要がある。

ただし、県OBであっても即戦力を有する意欲ある人材については、経営者や現場責任者への登用を検討してよいとは考える。

- (2) 公益法人・社会福祉法人は、現場責任者（事務局長、事業部門の長）を理事のメンバーに加えるとともに、経営の重要事項を協議する理事会を定期的開催すべきである。

また、法人の規模に比して理事の人数が多すぎる。理事の人数は必要最少限とし、経営に責任ある発言を期待できる者を選すべきである。

2 人事・給与制度について

企業経営は状況に対応した迅速な決断が必要であり、そのためには公益法人等の給与規程を改正し、年功給与制度から職務・能力給制度への変革により勤労意欲の高揚と経営効率を図るとともに、中途採用など弾力的な職員採用を可能にする必要がある。

3 公益法人会計基準等への準拠性について

収支計算書において予算流用による増減を記載しているが適切でない。

表示の標準様式は公益法人会計基準の様式に示されており、これに準拠して作成すべきである。予算流用は内部処理手続であり収支計算書での表示は不要である。

4 基本金（基本財産）の有効性について

多額の基本金（基本財産）を有する3法人（財）愛媛県スポーツ振興事業団、（財）愛媛県文化振興財団、（財）えひめ女性財団）については、資金を有効活用するために基本財産の流動化が必要である。

基本金（基本財産）の運用益が少なくても法人運営に支障がないことは、基本金（基本財産）が必要ないことを意味しているといえる。したがって、このような有効活用できない資金を放置しておくことには、合理性が認められないと言わざるを得ない。

次の対策により、現在使えない多額の資金が使える資金となり、事業の活性化が期待できるとともに、県の財政負担の削減にも有効と考えられる。

- (a) 寄附行為等を変更して、基本財産の一部を運用財産へ振り替える。すなわち、基本財産を流動化する。
- (b) 事業の見直しを行い、運用財産（資金）の有効活用のために中期計画を立てる。
- (c) 財団の自主事業が可能となる柔軟な組織・体制を作り、財団活用の原点にもどる。

従来、本部事務局参事1名が常務理事に就任していたが、平成16年度の役員改選において、新たに愛媛県武道館館長を常務理事に選任し、現在2名が常務理事に就任している。また、理事会は、年2回のほか、必要に応じて開催している。理事は競技団体及びレクリエーション関係団体をはじめ、各界から適切な人材を選任している。理事の人数については、今後、検討したい。

今後、検討したい。

平成16年度決算時から、適切に対応したい。

基本財産を取り崩すことなく自主事業が展開できるようにするため、できる限り基本財産の高利運用に努めるなど、基本財産の有効活用を図るとともに、事業内容を見直して収益の増加を図るなど、財団運営の効率化、活性化を図っている。

監 査 対 象 機 関	教育委員会事務局：財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センター
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>1 役員等の執行体制について</p> <p>(1) 経営者（社長・専務・常務）は、民間人を含め経営能力や専門性の高い人物を登用すべきであり、県OBを専務・常務理事に天下りさせる慣行は早期に廃止すべきである。</p> <p>県OB役員では任期が短い（概ね65歳年金受給年齢まで）こと及び事業経験が乏しいこと等により、責任感のある積極的な経営が期待できない。</p> <p>事務局長を中心とする現場責任者については、民間人又はプロパー職員から登用することにより経営の自主性と積極性を人事面から確保する必要がある。</p> <p>ただし、県OBであっても即戦力を有する意欲ある人材については、経営者や現場責任者への登用を検討してよいとは考える。</p> <p>(2) 公益法人・社会福祉法人は、現場責任者（事務局長、事業部門の長）を理事のメンバーに加えるとともに、経営の重要事項を協議する理事会を定期的を開催すべきである。</p> <p>また、法人の規模に比して理事の人数が多すぎる。理事の人数は必要最少限とし、経営に責任ある発言を期待できる者を選すべきである。</p> <p>2 人事・給与制度について</p> <p>企業経営は状況に対応した迅速な決断が必要であり、そのためには公益法人等の給与規程を改正し、年功給与制度から職務・能力給制度への変革により勤労意欲の高揚と経営効率を図るとともに、中途採用など弾力的な職員採用を可能にする必要がある。</p> <p>3 公益法人会計基準等への準拠性について</p> <p>収支計算書において予算流用による増減を記載しているが適切でない。</p> <p>表示の標準様式は公益法人会計基準の様式に示されており、これに準拠して作成すべきである。予算流用は内部処理手続であり収支計算書での表示は不要である。</p> <p>4 法人税・消費税の課税・申告状況について</p> <p>(財)愛媛県埋蔵文化財調査センターについては、要した費用相当額を委託料として県に請求する、あるいは県から収受した委託料の範囲内で事業を実施するといった収支均衡的な考えのもとに運営されているため、わざわざ利益を出して法人税等を納付する必然性はない。</p> <p>実費弁償方式によって損益を発生させないようにし</p>	<p>開発部局の事務事業に詳しく、即戦力となる意欲と能力のある県OB職員は経営能力も期待でき、財団経営の改善や活性化が図られるだけでなく、給与が低く設定されており財団の経費負担も軽減されている。</p> <p>今後とも、経営者の立場のポストについては、意欲と能力のある県OB職員の登用の継続も含め、財団の健全経営につながる人材配置に努める。</p> <p>事務局事務の統括者である常勤の参事を常務理事としている。</p> <p>また、理事会は年2回のほか、必要に応じて開催するとともに、理事には文化財保護審議会委員など適切な人材を選任しており、人数も6名と必要最小限に留めている。今後とも適正な理事会の運営について指導する。</p> <p>勤労意欲の高揚等を図るため、給与制度の改善、運用は今後の課題であると認識している。</p> <p>また、プロパー職員に欠員が生じた場合の補充については、中途採用等についても検討する。</p> <p>予算流用は収支計算書に記載しておらず、問題なく処理されている。</p> <p>同センターの経費は事業費と管理費に分けられており、発掘調査等の経費である事業費の精算は0精算となるが、事務職員の人件費、事務所の運営費等に要する管理費（事業費に対し15%）は事業量によって変動するため、当期収支差額が生じる（損益が発生する。）こととなっている。</p>

<p>て、税金負担を軽減する方法を検討する必要がある。</p>	<p>今後、当財団の将来的な財務状況を踏まえ、慎重に検討することとしている。</p>
<p>監査対象機関</p>	<p>教育委員会事務局：財団法人愛媛県文化振興財団</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の内容</p>
<p>1 役員等の執行体制について</p> <p>(1) 経営者（社長・専務・常務）は、民間人を含め経営能力や専門性の高い人物を登用すべきであり、県OBを専務・常務理事に天下りさせる慣行は早期に廃止すべきである。</p> <p>県OB役員では任期が短い（概ね65歳年金受給年齢まで）こと及び事業経験が乏しいこと等により、責任感のある積極的な経営が期待できない。</p> <p>事務局長を中心とする現場責任者については、民間人又はプロパー職員から登用することにより経営の自主性と積極性を人事面から確保する必要がある。</p> <p>ただし、県OBであっても即戦力を有する意欲ある人材については、経営者や現場責任者への登用を検討してよいとは考える。</p> <p>(2) 公益法人・社会福祉法人は、現場責任者（事務局長、事業部門の長）を理事のメンバーに加えるとともに、経営の重要事項を協議する理事会を定期的開催すべきである。</p> <p>また、法人の規模に比して理事の人数が多すぎる。理事の人数は必要最少限とし、経営に責任ある発言を期待できる者を選すべきである。</p> <p>2 人事・給与制度について</p> <p>企業経営は状況に対応した迅速な決断が必要であり、そのためには公益法人等の給与規程を改正し、年功給与制度から職務・能力給制度への変革により勤労意欲の高揚と経営効率を図るとともに、中途採用など弾力的な職員採用を可能にする必要がある。</p> <p>3 公益法人会計基準等への準拠性について</p> <p>(1) (財)愛媛県文化振興財団の「収益事業会計」の事業内容は出版と芸術公演である。これらは本来の事業であり、一般会計に含めて計上すべきである。</p> <p>なお、当該事業は毎年赤字で県からの補助金で補填されており収益事業とは言えない。</p> <p>(2) 収支計算書において予算流用による増減を記載しているが適切でない。</p> <p>表示の標準様式は公益法人会計基準の様式に示されており、これに準拠して作成すべきである。予算流用</p>	<p>現在、常務理事に県OBが就任しているが、豊富な行政経験等に基づいた、即戦力を有する意欲ある人材であると考えている。</p> <p>今後については、県OBにこだわらず、有用な人材の登用に努めるよう指導している。</p> <p>現在、事務局長が常務理事に就任している。理事会は年2回定期的に開催するほか、必要に応じて開催することとしている。理事数は、平成13年の(財)県民文化会館との統合時に両財団合計30人から16人に削減したが、法人の規模に見合う理事数について、さらに検討するよう指導する。また、今後とも、理事の選任、理事会の開催等を適切に行うよう指導する。</p> <p>財団の設立目的を考慮したうえで、勤労意欲の高揚や経営効率の向上が図られるよう、指摘にある職務・能率給制度も参考としながら、より適切な人事・給与制度のあり方について検討するよう指導する。</p> <p>出版と芸術公演ともに財団の本来事業であるので、指摘どおり一般会計に含めて処理することとしており、今後も適切な会計処理が行われるよう指導している。</p> <p>指摘どおり流用増減の記載は削除し、収支計算書を公益法人会計基準の様式に準拠して作成するよう指導している。</p>

は内部処理手続であり収支計算書での表示は不要である。

4 有効利用されていない施設について

県民文化会館（(財)愛媛県文化振興財団管理）の特別会議室（国際会議場）については、平成14年度の利用回数は8回と利用率は低い。国際会議に限定しない利用方法の検討、利用料金体系の見直し等で利用率向上を図る必要がある。

5 基本金（基本財産）の有効性について

多額の基本金（基本財産）を有する3法人（(財)愛媛県スポーツ振興事業団、(財)愛媛県文化振興財団、(財)えひめ女性財団）については、資金を有効活用するために基本財産の流動化が必要である。

基本金（基本財産）の運用益が少なくても法人運営に支障がないことは、基本金（基本財産）が必要ないことを意味しているといえる。したがって、このような有効活用できない資金を放置しておくことには、合理性が認められないと言わざるを得ない。

次の対策により、現在使えない多額の資金が使える資金となり、事業の活性化が期待できるとともに、県の財政負担の削減にも有効と考えられる。

- (a) 寄附行為等を変更して、基本財産の一部を運用財産へ振り替える。すなわち、基本財産を流動化する。
- (b) 事業の見直しを行い、運用財産（資金）の有効活用のために中期計画を立てる。
- (c) 財団の自主事業が可能となる柔軟な組織・体制を作り、財団活用の原点にもどる。

6 外部委託費について

県民文化会館清掃業務については、財団側で清掃業務の予定価格の積算根拠として、開館当初に策定した積算基礎に基づき「清掃業務経費算定」を策定し予定価格の根拠としているが、策定当時と現在では各種の前提条件等が変化してきており、その内容の見直しが必要になっているとの説明を受けた。現状に合った見直しを行い、その結果に基づいた予定価格の積算が必要である。

7 備品管理の状況について

今後の適切な物品管理（現物実査や管理簿との照合等）の改善が必要である。

利用料金を見直し、国際会議以外の利用の場合の料金を新たに設定した。今後、一層PRに努め、利用率の向上を図ることとしている。

(財)愛媛県文化振興財団は、現在、多額の運用財産〔15年度末：約2億7千万円〕を保有しているため、当面はその有効活用を図ることとしている。そのため、財団運営の改善方を策定し、それに沿って事業の活性化等運営改善を進めるよう指導している。

基本財産の流動化については、既存の運用財産を使用した後、その必要性を検討することとしたい。

財団においては、予定価格の算出方法を見直し、現在の客観的な積算基礎に基づき適正な予定価格を設定するよう改めた。県としては、今後も適切に実施されるよう指導を行う。

財団においては、現物と台帳の照合を十分に行い、適切に管理するよう改善しており、県においても、適切に物品管理を行うよう指導している。